

障害学生の大学入試の合理的配慮に関する考察

都築繁幸

(愛知教育大学教育学部)

要約 我が国では、障害者差別解消法が2013年に制定され、2016年から施行されている。我が国の障害者高等教育が発展していく要件を考えていくために、米国の大学入試の現状と判例及び我が国の日本語能力試験と大学入試センター試験における配慮を示し、障害学生の大学入試の米国と我が国の現状及び展望を述べた。そして、日米比較の観点から我が国の展望として、1) 高校からの接続を検討する、2) 高校での学びの保障、3) 入試時の配慮のモデル化、4) 在籍率を増加する、5) セルフ・アドボカシーのスキルの修得、6) 障害学生支援担当部署の設置の素地作り、7) 障害の定義—法律は絶えず見直す、等を論じた。

キーワード：障害学生、大学入試、合理的配慮、日米比較

I. はじめに

米国では、1973年にリハビリテーション法が改正され、1990年に米国障害者法（以下、ADA）が制定され、2008年には同法が改正されるなど、障害者の機会均等政策が積極的に図られてきた。これらの法律は、障害学生の受け入れを促進し、大学側は学生に如何に合理的配慮の提供を行なうのかが問われるようになった。

我が国では、就労も含め、広く障害者差別の解消を目指して障害者差別解消法が2013年に制定され、2016年から施行されている。1970年代に障害学生の大学側の受験拒否が問題となったが、その後は、大学及び障害者の相互の理解により徐々に受入れが進んできた。こうした長年の経緯はあるが、米国のように法制度に基づくものではなく、障害者差別解消法の制定は、公的支援を制度化したものとして画期的なものである。現在のところ、国内を揺るがす大きな差別事例は報告されていないが、同法は、米国と同様に今後、高等教育に影響を与えるものと考えられる（都築、2018）。

我が国において障害者高等教育が発展していく要件を考えていくために米国の障害者福祉法に関連する動向、教育現場にかかわる裁判の判例、高等教育機関の障害学生支援の実際等を検討してきた（都築、2017；都築、2018）。しかしながら、入り口の部分である大学入試については言及してこなかった。

今回は、障害学生の大学入試に関する米国の現状と我が国の現状及び展望を述べる。

II. 米国の大学入試の現状

(1) 障害学生の受入れのタイプ

米国の大学における障害学生の受入れは、聴覚障害学生の支援の実績をもとに発展してきた。

聴覚障害学生の受入は、単独型、併設型、共学型の

3つに分けられる（都築、1988）。単独型は1864年に設立された聴覚障害者のみを入学資格とする教養系単科大学であるギャロデット大学である。当時の技能者養成が中心の聾学校高等部を上延長し、職業教育ではなく一般教養を中心とする高等教育機関として発足した。同大学は、私立大学であるが設立以来、連邦政府の補助金で運営しており、現在、学部段階では約1,200名の聴覚障害学生が学んでいる。これに対して併設型は一般大学の中に単独の学部を設置したものである。1965年に私立ロチェスター大学の8学部のうちの1学部として開設され、聴覚障害者のみを入学資格とする米聾工科大学（NTID）がこれに相当する。現在は、約500名の米聾工科大学の学生とロチェスター大学の7学部にて在籍する約500名の聴覚障害学生、計1,000人が学んでいる。前者は隔離教育的、後者は統合教育的な発想で教育課程が組まれており、米聾工科大学（NTID）のサービスをロチェスター大学の7学部の聴覚障害学生が受けられるシステムになっている。共学型の代表例は、一般大学であるカリフォルニア州立大学ノースリッジ校（CSUN）である。ノースリッジ校（CSUN）は、1958年にカリフォルニア州立大学の15番目の大学として設置され、1961年に学内に聾センターを設け、聴覚障害学生に修学の支援を開始した。さらにカリフォルニア州内の2年制のコミュニティカレッジ卒業の聴覚障害学生の編入を行ってきた。1983年に障害学生支援室を設置し、聴覚障害学生ではなく他の障害学生への支援を開始した。筆者がCSUNに最初に訪れたのは、1985年であったが、増えつつある学習障害学生への対応を模索し、学内の支援体制を再構築していた。現在では、聾センターが250名前後の聴覚障害学生を、障害学生支援室が聴覚障害ではない約800名の障害学生を支援している。800名の内の6割以上が発達障害学生であり、大学全体の約25%弱が学習障害である。

障害者のための大学としてLD等の学生を入学資格

とする2年制の大学であるランドマーク大学が1985年に開学した。学生は、ここを卒業して一般の大学に編入していく。

コミュニティカレッジであるレズリー大学は1981年からIQが70~95程度である知的障害者を対象として授業だけは一般の開講から分離して行う教育プログラムを開始した。NTIDの教育形態を知的障害者に適用したもので知的障害者専用の授業を開講し、大学生活は、一般学生と共に過ごす。

現在、米国ではコミュニティカレッジを中心として約250校が知的障害者を受入れている。このように聴覚障害者のための大学だけでなく、LD等、知的障害者のための大学が開設されている。

(2) 大学入試

大学入試に関する統一的な規定はなく、各大学が定めた入学要件に基づいて入学者の決定が行われている。

出願に際し、志願者には、入学願書、高校の学業成績、高校からの推薦状、SAT又はACTの得点、小論文の提出が求められる。各大学は、この情報をアドミッション・オフィスと呼ばれる入学担当事務局の専門職員(アドミッション・オフィサー)が総合的に判断し入学者を決定する。

入試方法は、概ね、選抜型、競争型、開放型の3つに分けられる。選抜型は、高校の卒業資格のほか、高校の特定科目の履修と学業成績、及びSAT又はACTの成績等において、大学が定めた基準を満たした者を全員入学させるもので、多くの州立大学がこれを採用している。競争型は、入学希望者が定員を大幅に上回るため、高校の卒業資格のほか、高いレベルの学力あるいは特定の資格を有する限られた数の入学者を選抜するもので、一部の有名私立大学などが用いている。開放型は、成績等に関係なくすべての高校卒業資格を持つ者に入学を認めるもので、コミュニティカレッジで行われている。コミュニティカレッジを卒業した者は、成績次第で州立大学に入学できるシステムになっている。CSUNにおいても学部直接向、入学した障害学生とコミュニティカレッジを卒業して編入した学生の二通りがあり、年齢層に幅が見られる。

(3) 米国障害者法の改正(2008年)と障害者の定義

1) 米国障害者法の形骸化

1973年にリハビリテーション法が改正され、1990年にADAが制定された。これらは、障害を理由に参加を拒否したり、利益の享受を拒むなどの差別を禁じている。1999年に連邦最高裁判所は、ADAが定義する「障害」について新しい解釈を行った。連邦最高裁は医療的処置(投薬等)や機能障害を緩和する措置(義足等)で日常生活に支障がないとみなされる状態は、ADAがいう「障害」ではないと解釈した。そのため、

差別的取扱いを受けたと主張する者が裁判において「障害者」ではないとしてADAの訴訟で次々と敗訴する事態が生じた。例えば、トヨタ自動車 vs ウィリアムズ氏訴訟(2002)である。こうした事態は、ADAの制定当初の理念に反するとして問題視されていた。

米国連邦議会は、当初の意図に立ち返り、ADAに基づく障害者の保護を形骸化させてしまい、誤った連邦最高裁の判決を覆す議論を開始した。米国連邦議会は、2008年9月25日にADAを改正し、障害の有無を判定するに当たり、医療的処置や機能障害緩和措置を考慮することを明確に禁じた。

ADA改正法(2008)では、「障害は、個人の主要な生活活動が実質的に制限されるような身体的ないしは精神的な障害が一つまたはそれ以上ある者」と定義され、それが認められる者を障害者であるとしている。具体的には、

- ①個人の障害の有無を決定するにあたり、投薬、人工装具および支援技術などの緩和手段の考慮を禁止する。
- ②実際の障害の有無にかかわらず、障害があるとの認識に基づく差別を受けている人々も対象とする。
- ③主要な生活活動を著しく制限する障害を有するか、あるいはそのような障害の経歴を有することを証明できる者に対してのみ、合理的配慮が必要とされる。
- ④障害があると「見なされている」だけの者には、合理的配慮を提供する必要はない。

等の点が明確にされた。

2) ADA2008年改正の大学への影響

米国教育関係者は、ADA改正法(2008年)においては障害定義が緩やかになったと捉え、そのことによる功罪を論じながら、障害学生への本質的な対応を検討していくことを提言している。特に前述の③と④が大学の支援の在り方に影響を与えているとする。それは、学習障害学生の支援が従来以上に増加していることから今後、どのような対応をすべきかが課題となっているからである。

USA TODAYの教育公共政策の編集人であるビッカーズ・メラナ氏は、学習障害など認知障害のカテゴリーに属する学生がADA制定時から急速に増加し、多くの大学で1980年代と2000年代と比べると2倍以上になっており、現在も増加している、とする。障害学生相談室の障害学生の登録数の半数以上が学習障害など認知障害であり、このことへの対応が大学経営にも影響を与えるとする(Vickers, 2010)。

ADAの改正が議論された2008年前後に障害の再定義を巡って、学習障害学生の支援が再びクローズアップされた。学習障害(LD)や注意欠陥障害(ADD)の学生は、過去には良い成績を發揮できなかったが、ADA(1990)が制定されてからは、彼らの実力を發揮する機会が得られるようになり、認知障害の診断と合理的配慮が大学での修学に大きな助けとなってい

た。その一方、診断や合理的配慮がすべて正当であるとみなされていないためにLDとADDの大学生の合理的配慮は、依然、議論の対象となっているとする。

ビッカーズ氏は、大学の教授の中には、特別な措置（扱い）に正当な根拠があることを保証していない学生に合理的配慮を行うことに反対しており、学生が合理的配慮を受けるべきかどうかを決定する障害学生支援室の権限と秘密保持についても異議を唱える教授も多くいるとする。

（4）入試方法を巡る米国の裁判事例

1）医師国家試験の時間延長の事例の概要

読書障害の医学部生であるJは、単位認定の試験を受けるときに合理的配慮を受けていた。米国では、医学部在学中から順次、医師免許試験が受けられる。Jは、医師国家試験の申請の際、米国医療試験審議会に大学の試験と同様に試験時間の延長（試験時間を追加する申請）を含めた合理的配慮を求めた。米国医療試験審議会は、これを拒否したため、Jは、審議会に訴訟をおこした。下級裁判所はJの合理的配慮の申請を却下したためにJは控訴した。

地方裁判所が、この訴訟事件を最初に審議したときには、米国障害者改正法（2008年）ではなく、旧法の米国障害者法の障害定義を用いた最高裁判決に依拠して審議を行った。そして「Jの障害は、ほとんどの人の日常生活の中心にある活動を遂行することを妨げるようなものではない」という判決を下した。

2008年9月にADAが改正されたことにより、第6巡回控訴裁判所は、2009年2月に地方裁判所に判決を差し戻した。すなわち、2008年9月25日に承認されたADA改正法の障害定義に基づく、緩やかな定義によってJが障害者であるとみなすかどうかを再評価するように命じた。

連邦控訴裁判所は、「この訴訟で地方裁判所が、ADA改正法によるより包括的な視点でJに障害があるとみなす場合には、米国医療試験審議会は障害者がアクセスできる場所と方法でその試験を提供する、という要件を満たすために特別に何かを行うかを決定しなければならない」とした。

ビッカーズ氏は、もし、下級裁判所自らが当初の判決を覆した場合には、米国内の大学の合理的配慮は拡大していくとみられたが、そこには、法の「逃げ道」があったと指摘する。大学は、ADA改正法の下で免除を求めることができるようになっていたのである。ADA改正法は、読みの障害を緩やかに再定義しただけでなく、各大学が教学上のサービスの本質を根本的に変更したことを示せば、改正法の新しい約款から免除されるとしている。

ビッカーズ氏は、このような免除規定があることによって大学が新しい基準のもとで学生に合理的配慮を

しなくなるのではないかとする。たとえそうであっても、教授の中には、現在の合理的配慮が自分の学生の教学上の基準を設定する教授陣の自由を侵害しているとみなす者もいる。

ビッカーズ氏は、ADA改正法（2008）やリハビリテーション改正法（1973）といった法令は、教育法令とは対照的に、差別を防止し、障害学生がアクセスでき、機会を確保していくために、すべての大学が合理的に必要な修正を規則、方針、教育の実際に加えていくことを求める公民権法令であるとする。「機会均等」とは、一般市民が利用できるものと同等なアクセスと機会という意味である。「機会均等」の要件は、身体障害学生を建物の2階に連れていくことや映像を見させることよりも、教学上のサービスを実践していくことは非常に不確かで難しい面があるとする。

ADAが2008年に改正されるまでLDやADDの学生に合理的配慮を提供するには、学生に障害があるだけではなく、その障害が講義、実験、または試験などで一般学生と同じレベルで実施することを妨げていることを証明する必要があった。

2008年以降は、障害があることを示すだけでも合理的配慮の対象となり得ることが多くなった。ADA改正法とリハビリテーション法第504条を遵守するために、どの程度のLDやADDの学生が合理的配慮を受けべきかという問題を巡って、混乱があるからといって障害学生支援室のスタッフや教授陣を責めることはできない、とビッカーズ氏は指摘する。認知障害学生の支援の問題は、裁判所でも非常に活発に取り上げられており、それぞれの裁判所がどれを論点にするかによって判決に差異がみられるとする。

2）大学院入試適性試験の時間延長の事例の概要

上肢がない状態で生まれたA（先天性両上肢機能全廃）は、GMAT（経営修士号を取得するために大学院のビジネスコースに入学するための適性試験）を受けるときに、時間延長を要求した。これをこの適性試験の実施団体が拒否したためにAは、訴訟をおこした。

Aは、時間延長で行った受験生の試験得点に特別なマーカーをつける（FLAGGING）という大学入学試験協会のやり方に異議を唱えていた。大学入学試験協会は、障害者が利用する機会を拡大するために「特別なマーカーをつける（フラグを付ける）」と述べていた。

この訴訟は、2002年に大学入学試験協会に、受験者が障害のためにSAT（大学適性試験）または他の標準化された試験で時間延長を受けたかどうかを大学側に明らかにするのをやめさせることに広がった。

SATが特別なマーカーをつけることを止めてからは、SATと競合関係にあるACT（米国大学入学能力試験）や大学（院）の入学試験においても、秘密保持とプライバシーが大学の合理的配慮の方針を定め

る際の標準となっていくた。

ビッカーズ氏は、大学の教員はプライバシー法のために学生の障害についてほとんど知らないだけでなく、学生の記録は、学生の障害も明かすことがなく、これは、特別なマーカーが付けられる方法で知らされていたものだと指摘する。

LDとADDの障害があると診断された学生の数が増えることは、大学にとっては、教学上、重要な問題となる。こうした学生への配慮は、試験時間の延長や、あるいはそれに類似した方法で増えている。こうした実態がありながらもさまざまな理由で広く議論されてはいない。それは、こうしたことを提起すると反障害者と思われる恐れがあるためだとビッカーズ氏は指摘する。しかし新聞報道にあるように、この問題は論争を呼び起こしている。教授陣らの専門書、法律に関する討論、報告では、大学においてどのような障害程度のLDとADDの学生に合理的配慮がなされるのか、どのように配慮すべきか、という点で必ずしも一致がみられないために、この論争は、すぐに終わることはないとする。実際はそれほど厳格ではないADA改正法(2008)の基準や今後の法律上の決定が引き金となって、大学でLDとADDの合理的配慮が増えれば、論争は広がる可能性は高いとする。

その一方、理解ある大学当局の教職員は、障害学生の真のニーズに応えたいという思いと、実際には、配慮を受ける資格のない学生に配慮を認めてしまうことによる不公平を避けたいという考えとの狭間で身動きが取れずにいるとする。ビッカーズ氏は、次の点を指摘している。

第1に申請された配慮の検討審議会に教員を含める点である。これは、裁判の控訴等のためだけでなく、教育内容の質と公平性の正当な懸念に応じていくためである。

第2に当局は、配慮の適格性を判断するための厳格な基準を定め、年度ごとに配慮の認可、拒否、控訴の数に関するデータを作成すべき点である。認可された配慮の申請件数を情報共有することにより大学全体で米国障害者改正法の執行の矛盾点も明らかになるとする。また、障害学生の個人のプライバシーを保護しながら、情報がオープンとなることにも必然的につながるとする。連邦政府は、このような報告を要求すべきとする。

第3にADA改正法による各大学の本質的な変更案は、各大学が実施できるならば、全学生に広げて合理的配慮を提供していくという点である。これは、ユニバーサルデザインの考えに従うものである。例えば、各大学で全学生に試験の際に延長時間(5割増し、あるいは2倍の時間)を認めるか否かを決定させる一方、その延長時間は成績報告書上にフラグを付けることで周知できるとする。そのようになれば、障害学生は、試験で力を発揮するための平等の機会を得ることができ、

障害学生のみが配慮を申請し、受理または拒絶されるという試練を経ることなく利用できるようになるとする。時間の延長を必要とする、障害学生ではない他の学生も申し出するだけで時間延長が認められるとする。このことによって診断を受けた学生だけでなく、すべての学生にとって教育の場を公平にしつつ、成果を上げることを助け、延長時間が不公平であるという議論が収束できるかもしれないとする。

第4に成績報告書にフラグを付けることは、障害のめやすというよりも時間のめやすに過ぎず、差別的ではないとする点である。教授の中には、5割増し、あるいは倍の時間を非現実的あるいは実施不可能とみる者もいるであろう。救急医療のような分野では、仕事の迅速な完了が非常に重要なことになるため、この点は事実上、現実的ではないかもしれない。しかし、すべての学問分野がそういうわけではないとする。合理的配慮が増えるにつれて、「ユニバーサルデザイン」の解決策が教育の場を平等にする上で最高の条件となる可能性があるとする。

第5にLDとADDの学生の配慮は、ADA改正法とリハビリテーション法第504条がある限り、そして学習障害で困難を抱えている学生がいる限り、ここに根拠をおくべきである。残念ではあるが、合理的配慮の手続きと同様に、LDおよびADDの診断が濫用されそうなこともここに根拠を置くべきであるとする。大学当局は、配慮の手続きをより完全に報告し、より透明かつ厳格にすべきである。不平等や妥協した基準に対する潜在的な認識を、それが教授からであろうと学生からであろうといかなるものも、この方法だけが排除することができる。このようなオープン性が大学全体、それに特に障害学生の利益につながるとする。

III. 我が国の大学入試の現状

(1) 修学状況

日本学生支援機構の大学、短期大学及び高等専門学校を対象とした「2016年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査」では、障害学生数は2万7257人であり、全学生の0.86%、障害学生在籍学校数は898校であり、全校(1171校)の76.7%である。障害者差別解消法に関する対応要領や障害学生支援に関する規定等があると回答した学校は全体の36.4%、障害学生支援委員会に関する専門委員会があるとした学校は全体の30.6%、他の委員会が対応しているとする学校は全体の55.2%であった

(2) 入学試験等の配慮の先駆的な取組

障害者差別解消法の制定以前から入り口の部分である入学試験等の配慮に関しては先駆的な取組がなされている。それは、日本語能力試験と大学入試センタ

一試験である。日本語能力試験は、日本人向けのものではないが、大規模な試験として試験の配慮を実施していることから我が国の大学が参考にできると考え、ここで取り上げた。

1) 日本語能力試験

日本語能力試験は、日本国際教育協会と国際交流基金の共同開催により、日本語を母語としない日本語学習者を対象に日本語能力を測定し、認定することを目的とする試験として1984年に開始された。1994年にブラジルで運動障害者の受験者から、介添人の同室を認めて欲しいと依頼されたことを契機に試験の配慮が行われてきた。1998年11月に受験特別措置検討部会を設置し、翌年8月に基本方針と申請の手続きの2部構成からなる「受験特別措置対応ガイドライン」を作成した。1999年からの特別措置は、これに基づいている(上田, 2003)。

現在はこの方針を継承して作成された「日本語能力試験受験上の配慮ガイドライン」(日本国際教育支援協会・国際交流基金の「受験上の配慮に関する委員会」)に基づいている。これは、障害者差別解消法の施行に先立って2015年6月24日に公表された。その内容は、以下のとおりである。

- ①障害等によって通常の受験方法によっては受験が困難な場合には、受験のための特別な配慮を行う。
- ②受験上の配慮の範囲については、個々の事例に柔軟に対応することを原則とする。
- ③具体的な受験上の配慮については専門家からなる受験上の配慮に関する委員会(以下委員会)の提案に基づき、試験実施者が決定する。
- ④委員会では、原則として応募者本人からの申し出ならびに当該応募者が過去に経験した受験方法を尊重し、具体的な受験上の配慮について試験実施者に提案する。
- ⑤委員会の提案を受けた後、試験実施者は応募者本人または代理人の確認の上、具体的な受験上の配慮について決定する。
- ⑥原則として試験結果通知においては受験上の配慮について記載しない。ただし、応募者が求めた場合はこの限りではない。

2015年度は、全受験者65万2519名のうち239名が、2016年度は、同75万5802名のうち、246名が配慮の対象となった。表1に点字使用者、表2に弱視、表3に発達障害の配慮が示してある。試験レベルと試験を構成する要素ごとに、障害の程度に応じて試験時間の延長がきめ細かく定められている。

試験は、国内会場だけでなく、2015年度においては第1回が28カ国、105都市、第2回が65カ国、209都市の海外の会場で開催されており、配慮の実施は大きなインパクトがある。

2) 大学入試センター試験

大学入試センター試験については前身の国立大学共

通一次試験(共通一次試験)の時代から受験特別措置が行われてきた。

障害者に対する特別措置は、1978年の試行テストで検討され、1979年の第1回の共通一次試験から「身体障害者受験特別措置」が導入された。初期の段階では、当時の盲・聾・養護学校に在籍している身体障害のある受験生が対象であったが、1984年からは申請後の事故による負傷等も認められ、2011年からは発達障害も特別措置の対象に追加された。名称も2012年からは「受験特別措置」に変更され、2016年度からは「受験上の配慮」となった。

近年の配慮内容と配慮決定者数の内訳を表4に示す。2006年度から英語リスニング試験が実施されるようになり、それに対応する特別措置も導入された。大学入試センターは、『病気・負傷や障害等のために大学入試センター試験において受験上の配慮を希望する志願者に対しては、申請に基づき、審査の上で許可された受験上の配慮を行っています。受験上の配慮事項は、障害等の種類や程度にかかわらず、必要に応じて申請することができます。また、複数の配慮事項を申請することもできます』としている。

2016年度入試では、全受験生の53万6868名のうち2559名が、2017年度入試は同54万7892名のうち2594名が配慮措置を申請しており、受験者数の0.47%を占めている。平均すれば、申請者一人につき二つの配慮事項を受けていることになる。ここ数年の配慮決定者数の内訳をみると、①聴覚障害のうちの約50%がリスニングの免除を受け、約40%がCDプレーヤーから直接、音声を受けている、②別室受験が増加している、③試験時間の1.3倍の延長が急増している、④拡大文字問題冊子が倍増している、⑤学習器具の持参・座席指定等が増加している、等の傾向が見られる。

IV. 日米比較から我が国を展望する

(1) 高校からの接続を検討する

高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議(2017)は、「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」を報告し、通常の教育課程に障害に応じた特別の指導ができるように提言し、ロードマップとして2018年度から運用を開始するとしている。特別支援教育は、義務教育段階で論じられることが多かった。しかし、今後は、高等学校でも小・中学校の通級指導教室が開設されていくことから高大接続の観点で障害学生支援を考えて行く必要がある。米国では、ビッカーズ氏によれば『高校時代に受けていた配慮が大学ではどうして配慮されないのか、大学で実施される合理的配慮とは何か』が問われていると言う。我が国では大学で実践されている配慮を大学側が高校に伝えていく段階である。

表1 重度視覚障害(点字使用者)の受験上の配慮(日本国際教育支援協会・国際交流基金)

実施方法	①「受験上の注意」「解答上の注意」を点字配布, ② 解答の際, 点字器, 点字用コンピュータ持参使用		
問題用紙	① 点字問題冊子の使用, ② 文字問題の削除, ③ 文法及び読解問題の部分削除, ④ 聴解問題のイラスト選択枝を文字化, 問題の部分削除		
CD・テープ	① 点字用CD・テープの使用, ② 問題形式に応じて PreQ の前もしくは後に文字による選択枝の情報量に応じた触読のためのポーズを挿入, ③ 解答するための時間を一律 30 秒に延長, ④ 全体の試験時間は通常と同じ		
解答用紙	点字用紙, 点字用コンピュータ使用の場合はデータも可		
試験室	別室		
		解答時間	通常比
N 1	言語知識 (文字・語彙・文法)・読解	180 分	解答速度比 2.25 倍
	聴解	約 60 分	通常と同じ
N 2	言語知識 (文字・語彙・文法)・読解	180 分	解答速度比 2.25 倍
	聴解	約 50 分	通常と同じ
N 3	言語知識 (文字・語彙)	40 分	語彙解答時間の 1.8 倍, 5 分単位で切り上げ
	言語知識 (文法)・読解	140 分	解答速度比 2.25 倍
	聴解	約 40 分	通常と同じ
N 4	言語知識 (文字・語彙)	40 分	語彙解答時間の 1.8 倍, 5 分単位で切り上げ
	言語知識 (文法)・読解	120 分	解答速度比 2.25 倍
	聴解	約 35 分	通常と同じ
N 5	言語知識 (文字・語彙)	30 分	語彙解答時間の 1.8 倍, 5 分単位で切り上げ
	言語知識 (文法)・読解	100 分	解答速度比 2.25 倍
	聴解	約 30 分	通常と同じ

表2 弱視の受験上の配慮(日本国際教育支援協会・国際交流基金)

実施方法	① 拡大鏡, 拡大読書器の持参使用, ② 問題冊子又は解答用紙の選択枝番号に○またはチェックなどの印を付けて解答		
問題用紙	① 拡大問題用紙の使用 (A 3, 要すれば拡大率を調整)		
CD・テープ	① 弱視用CD・テープの使用, ② 各問題の解答時間と大問間のポーズを延長, ③ 全体の試験時間を通常の 1.3 倍に調整		
解答用紙	拡大解答用紙の使用 (A 3, 要すれば拡大率を調整)		
試験室	別室		
		解答時間	通常比
N 1	言語知識 (文字・語彙・文法)・読解	165 分	1.5 倍
	聴解	約 80 分	1.3 倍
N 2	言語知識 (文字・語彙・文法)・読解	160 分	1.5 倍
	聴解	約 65 分	1.3 倍
N 3	言語知識 (文字・語彙)	40 分	1.3 倍
	言語知識 (文法)・読解	105 分	1.5 倍
	聴解	約 55 分	1.3 倍
N 4	言語知識 (文字・語彙)	40 分	1.3 倍
	言語知識 (文法)・読解	90 分	1.5 倍
	聴解	約 50 分	1.3 倍
N 5	言語知識 (文字・語彙)	35 分	1.3 倍
	言語知識 (文法)・読解	75 分	1.5 倍
	聴解	約 40 分	1.3 倍

注1) レベルは, N1 がより難解であり, N5 がより容易である。注2) 障害の程度は, 申請資料に基づき総合的に判断される。

表3 発達障害 (LD/ADHD 等) の受験上の配慮(日本国際教育支援協会・国際交流基金)

実施方法	障害の内容に応じて対応する。				
問題用紙	① 通常問題冊子の使用, ② 要すれば拡大問題冊子の使用 (A3, 要すれば拡大率を調整)				
CD・テープ	① 発達障害用CD・テープの使用, ② 各問題の解答時間と大問間のポーズを延長, ③ 障害の程度に応じて, 全体の試験時間を通常の1.3倍, 1.5倍, 2.0倍に調整, ④ 要すれば, 再生速度を遅くしたCD・テープを使用				
解答用紙	① 通常解答用紙, ② 要すれば拡大解答用紙の使用 (A3, 要すれば拡大率を調整)				
試験室	別室				
	レベル	試験を構成する要素	障害の程度	解答時間	通常比
	N1	言語知識 (文字・語彙・文法)・読解	軽度～中度	145分	1.3倍
			中度～重度	165分	1.5倍
			重度～最重度	180～220分	1.6～2.0倍
		聴解	軽度～中度	約80分	1.3倍
			中度～重度	約90分	1.5倍
			重度～最重度	約120分	2.0倍
	N2	言語知識 (文字・語彙・文法)・読解	軽度～中度	140分	1.3倍
			中度～重度	160分	1.5倍
			重度～最重度	170分～210分	1.6倍～2.0倍
		聴解	軽度～中度	約65分	1.3倍
			中度～重度	約75分	1.5倍
			重度～最重度	約100分	2.0倍
	N3	言語知識 (文字・語彙)	軽度～中度	40分	1.3倍
			中度～重度	45分	1.5倍
			重度～最重度	60分	2.0倍
		言語知識 (文法)・読解	軽度～中度	95分	1.3倍
			中度～重度	105分	1.5倍
			重度～最重度	140分	2.0倍
聴解		軽度～中度	約55分	1.3倍	
		中度～重度	約60分	1.5倍	
		重度～最重度	約80分	2.0倍	
N4	言語知識 (文字・語彙)	軽度～中度	40分	1.3倍	
		中度～重度	45分	1.5倍	
		重度～最重度	60分	2.0倍	
	言語知識 (文法)・読解	軽度～中度	80分	1.3倍	
		中度～重度	90分	1.5倍	
		重度～最重度	120分	2.0倍	
	聴解	軽度～中度	約50分	1.3倍	
		中度～重度	約55分	1.5倍	
		重度～最重度	約70分	2.0倍	
N5	言語知識 (文字・語彙)	軽度～中度	35分	1.3倍	
		中度～重度	40分	1.5倍	
		重度～最重度	50分	2.0倍	
	言語知識 (文法)・読解	軽度～中度	65分	1.3倍	
		中度～重度	75分	1.5倍	
		重度～最重度	100分	2.0倍	
	聴解	軽度～中度	約40分	1.3倍	
		中度～重度	約45分	1.5倍	
		重度～最重度	約60分	2.0倍	

表4 大学入試センター試験の受験上の配慮決定

試験室	変更・調整の有無	配慮内容	実施年度					
			2012	2013	2014	2015	2016	2017
別室	変更・調整を伴う	点字解答 試験時間を1.5倍に延長	12	10	9	15	16	12
		文字解答 試験時間を1.3倍に延長	28	38	31	45	49	35
		文字解答	9	12	9	16	11	8
		チェック解答 試験時間を1.3倍に延長	43	47	48	40	60	61
		チェック解答	41	37	42	32	42	46
		代筆解答 試験時間を1.3倍ないし1.5倍に延長	2	5	4	6	7	7
		代筆解答	1	0	1	0	0	0
		試験時間を1.3倍に延長	7	9	8	15	24	50
		CDプレーヤーのスピーカーから直接、音声を聞く	165	184	142	126	172	160
	計	308	342	294	295	381	379	
変更・調整は無し		904	1091	965	1034	1048	1071	
小計		1212	1433	1259	1329	1429	1450	
同室	変更・調整を伴う	拡大文字問題冊子	36	62	42	66	86	80
		注意事項等の文書による伝達	129	159	173	259	167	160
		拡大文字問題冊子の配布、注意事項等の文書による伝達	152	175	250	0	132	153
		手話通訳士等の配置及び注意事項等の文書による伝達	56	64	56	57	67	54
		補聴器又は人工内耳の使用、座席指定等	488	582	570	555	632	586
		座席の指定	420	504	504	545	618	594
	拡大鏡等の持参使用、座席指定等	59	93	121	162	163	121	
小計		1340	1639	1716	1644	1865	1748	
	車イスの持参、試験場への乗用車での入構、杖の持参使用、付添者の同伴等	1310	1348	1533	1387	1805	1773	
	リスニングの免除	167	203	210	192	217	197	
	小計	1477	1551	1743	1579	2022	1970	
合計		4029	4623	4718	4552	5316	5168	

注) 大学入試センターのホームページの資料から都築が作成したものである。

(2) 高校での学びの保障

米国では、我が国のように各大学が個別学力検査を行うのではなく、高校の学業成績(GPA)が重視され、3年間の学びが評価されるシステムがとられている。障害学生は少しでも学びの条件をよくするために法的に保障された合理的配慮を高校段階で求める。SATやACTは何度でも受験でき、自身の最高点を提出できる。発達障害学生が合理的配慮として時間延長を求めている理由がここにある。

(3) 入試時の配慮のモデル化

米国では、学部入学試験、大学院入学試験、医師試験において、これらの実施団体との試験時間の延長問題を巡る訴訟が多い。また、LDを含め発達障害学生が急速に増え、大学関係者の中には特別な措置に正当な根拠があることを示していない学生に合理的配慮を行うことに異議を唱える者もいる。これは、試験方法

の配慮に関連している。我が国にあつては、日本語能力試験とセンター試験をモデルとして各大学が試験方法の配慮を個別的に具体化していくことが急務となる。

志望大学の個別学力検査等において配慮を希望する場合、本人が志望大学に別途相談することになっており、多くの大学が大学入試センターの方式を参考にしている。入学試験だけでなく、修学上においてもこの配慮事項が活かされており、大学入試センター試験の受験上の配慮の実施は、大きな意義がある。

(4) 在籍率を増大する

現在、米国の学生総数は約1920万、そのうち障害学生は210万であり、全体の11%を占めている。進学率は、障害がない者は41%、障害者は46%である。ギャローデット大学とNTIDは特別な大学であり、大半はCSUNのような一般大学やコミュニティカレッジが障害学生を受け入れている。コミュニティカレッ

ジへの障害者の進学率は、障害がない者よりもわずかに高い。障害の有無にかかわらず、コミュニティカレッジに入学する大半の学生が4年制大学に編入することを考えている。

我が国にも視覚障害と聴覚障害者のための大学である筑波技術大学がある。我が国は特別な大学を設置しているという点では米国で遜色はないが、一般大学の障害学生の在籍率が米国のそれと比べると約10分の1である。障害者の受け入れが厳しいために受験しないのか、入学者が少ないから入学後の配慮のシステムが組織されないのか、などは繰り返し、議論されてきたことである。

米国は1973年以来、法制度に基づいて障害学生の支援組織を整備してきた。我が国の大学は、長年にわたる受入れの経験はあるが、法制度に基づく障害学生支援は、2016年から始まったばかりである。在籍率を増大するための施策が重要である。

(5) セルフ・アドボカシーのスキルの修得

我が国では、大学を受験する時になって初めて大学入試センター試験で受験上の配慮があることを知る教育関係者や保護者、障害学生がいるようである。米国の判例から我が国の学生がセルフ・アドボカシーのスキルを早期から修得していく必要がある。

(6) 障害学生支援担当部署の設置の素地作り

日本学生支援機構の調査(2017)によれば障害学生支援担当部署の設置は11.7%である。米国では独立した障害学生支援室を設置し、50名以上の障害学生が在籍する場合には、専任の障害学生支援コーディネーターを置くことが義務付けられている。米国もCSUNの障害学生支援室をモデルにしながら、それぞれの州立大学や私立大学が学生規模に応じて発展させてきた(都築, 2006)。

我が国の大学の障害学生の在籍率が米国に比して低いことから現時点で障害学生支援室の設置義務を課すことは現実的ではない面があろう。我が国では、まず修学支援、生活支援、進路に関する部署が連携して障害学生支援担当部署の設置の素地を作り、全ての学生に質の高い教育を目指していくことが障害学生支援に繋がっていくと思われる。

(7) 障害の定義 — 法律は絶えず見直す

2008年にADAが改正され、障害の定義が広がり、その結果、大学の教育にも影響がみられた。ビッカーズ氏は、各大学は、米国障害者改正法をどのように解釈するかによって、LDやADDだけではなく、他の障害学生に合理的配慮を行っていくことになり、このことが障害学生数の増加につながるために判決に細心の注意を払っているとする。ADA改正法は、大学に

合理的配慮をもっと適格に行うように推進しており、それに伴い、要求事項を管理するために必要な人員、追加の必要資料を作成する教員の時間、新しい基準を遵守するために必要な法的作業で費用がかかるとする。

ADAが改正され、その他の連邦政府の法令が変更されることにより障害の定義が広がり、大学の教育に影響が生じたと米国教育関係者は指摘する。我が国の障害者差別解消法は、3年に1度は見直すことになっている。

V. おわりに

我が国の障害者差別解消法は、米国のADAとは異なり、訴訟法ではない。この法律を活かすには「建設的対話」の精神を当事者や教育関係者が共有する必要がある。『合理的配慮』が実行できる人間関係の構築が求められている。

我が国において試験における時間延長の配慮を先駆的に行ってきたのは、大学入試センター試験である。現在、これを一つの根拠にして各大学の個別試験等においても配慮がなされている。

文献

- 1) 高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議(2016) 高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について(報告)
- 2) 日本学生支援機構(2017) 2016年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査
- 3) Melana Zyla Vickers (2010) Accommodating College Students with Learning Disabilities ADD, ADHD and Dyslexia. The John William POPE CENTER for Higher Education Policy. 3-16.
- 4) 都築繁幸(1988) 外国の障害者高等教育 大学と学生 265, 27-33.
- 5) 都築繁幸(2006) 海外におけるLD, ADHD, 高機能自閉症への大学教育での支援の現状 LD研究, 15(3), 272-280.
- 6) 都築繁幸(2017) 裁判事例からみる米国障害学生支援の現状 障害者教育・福祉学研究 13, 93-106.
- 7) 都築繁幸(2018) 米国の障害学生の判例から見る合理的配慮に関する考察 愛知教育大学研究報告 第67輯(教育科学編), 1-9.
- 8) 上田和子(2003) 日本語能力試験における障害者受験特別措置対応の現状と課題 日本語国際センター紀要 13, 99-116.